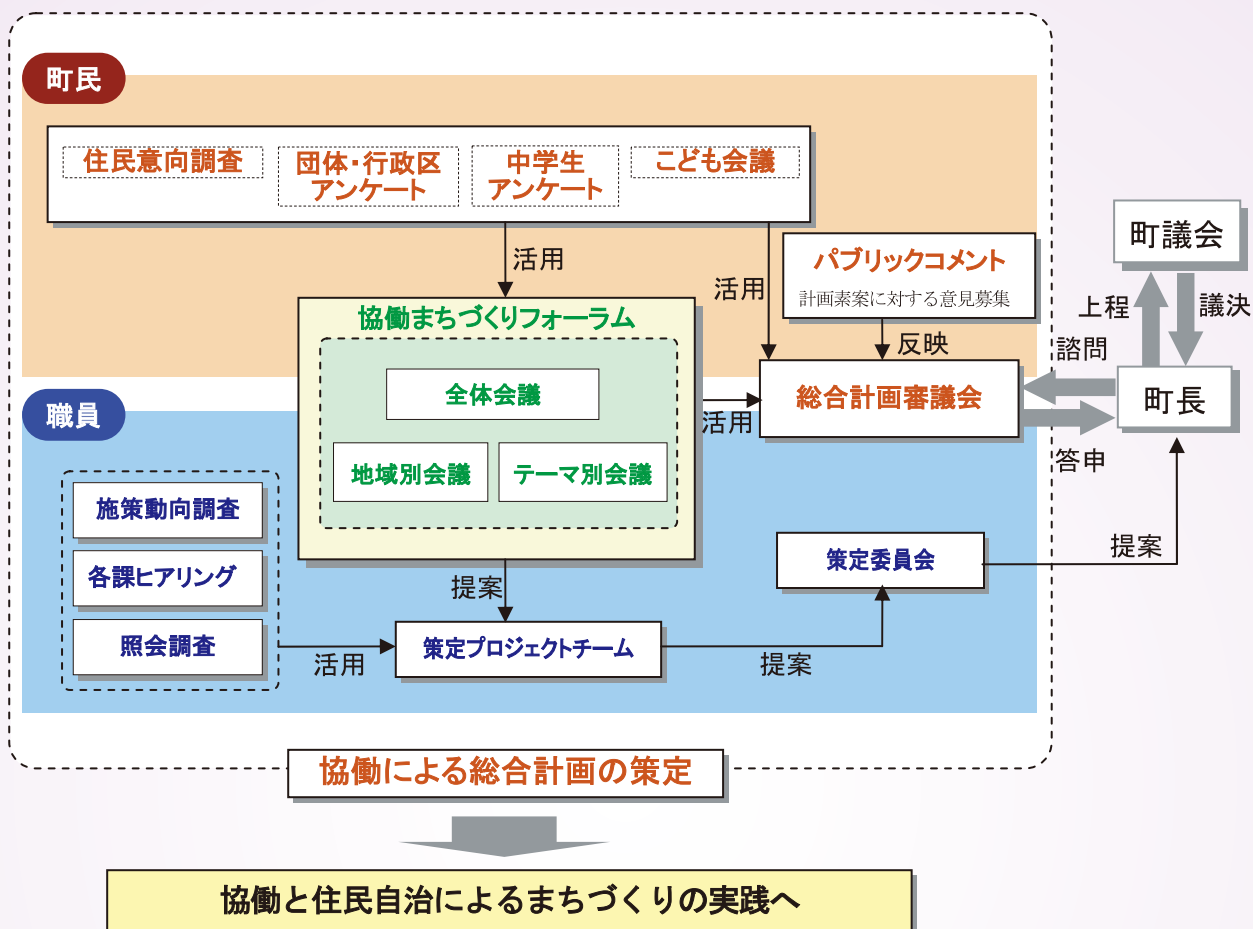


### 3 策定体制



4 策定経過

年	月	総合計画審議会	策定委員会	分野別部会	基本構想検討部会	協働まちづくりフォーラム	中学生まちづくり子ども会議	内容	
平成21年	8月						●	第1回 中学生まちづくり「子ども会議」	
							●	第2回 中学生まちづくり「子ども会議」	
	9月				●			第1回 基本構想検討部会	
					●		●	第1回 協働まちづくりフォーラム事前研修会 第2回 基本構想検討部会	
	10月		●			●		第2回 協働まちづくりフォーラム事前研修会 第1回 策定委員会	
							●	第1回 協働まちづくりフォーラム全体会議	
	11月	●						第1回 総合計画審議会	
						●		第2回 協働まちづくりフォーラム全体会議 第3回 基本構想検討部会	
	12月		●					第2回 策定委員会	
		●					●	第1回 協働まちづくりフォーラムテーマ別会議 第2回 総合計画審議会	
平成22年	1月					●		第2回 協働まちづくりフォーラムテーマ別会議	
						●		第1回 協働まちづくりフォーラム地域別会議	
	2月			●				第1回 分野別部会	
						●		第3回 協働まちづくりフォーラムテーマ別会議 第2回 協働まちづくりフォーラム地域別会議	
	3月		●					第3回 策定委員会	
		●				●		第4回 協働まちづくりフォーラムテーマ別会議 第3回 総合計画審議会	
	4月			●				第2回 分野別部会	
	5月					●		協働まちづくりフォーラム提案発表会 第3回 分野別部会	
	6月		●						第4回 策定委員会
		●							第4回 総合計画審議会
8月								第5回 総合計画審議会	
10月	●							第6回 総合計画審議会	

## (1) 東郷町総合計画審議会条例

## 東郷町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、東郷町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため東郷町総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町議会の議員 5人
- (2) 教育委員会の委員 1人
- (3) 農業委員会の委員 1人
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員 3人
- (5) 学識経験を有する者 5人
- (6) 公募により町長が選任した者 3人

(会長)

第4条 審議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月20日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月10日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 総合計画審議会委員名簿

条例第 3 条第 2 項の区分	氏 名	役職名
1 町議会の議員	石川 正 石川 昌弘 石川 道弘 井俣 憲治 加藤 啓二	
2 教育委員会の委員	小林 賢朗	東郷町教育委員会委員長
3 農業委員会の委員	水野 元紀知	東郷町農業委員会会長
4 町の区域内の公共的団体の役員または職員	加藤 直道 吉田 智夫 (村上 康彦)	東郷町商工会事務局長 あいち尾東農協東郷支店基幹支店長 同上
5 学識経験を有する者	石川 延幸 近藤 克弘 近藤 小夜子 白木 彰 松本 幸正	愛知県信用保証協会常務理事 東和工業株式会社代表取締役 東郷町社会福祉協議会会長 愛知県立芸術大学教授 名城大学教授
6 公募により町長が選任した者	近藤 守信 佐藤 宏毅 島川 義秋	

※ ( ) 内は前任者

## (3) 総合計画審議会の開催状況

回数	開催日	審議内容
第 1 回	平成 21 年 11 月 5 日	(1) 総合計画策定方針 (案) について (2) 総合計画策定体制及びスケジュール (案) について (3) 意識調査結果等について
第 2 回	平成 21 年 12 月 24 日	(1) 将来都市像について (2) 人口フレームについて (3) 基本目標について (4) 施策の体系について
第 3 回	平成 22 年 3 月 29 日	(1) 基本構想 (案) について
第 4 回	平成 22 年 6 月 23 日	(1) 基本計画 (案) について
第 5 回	平成 22 年 8 月 9 日	(1) 基本計画 (案) について (2) 第 5 次東郷町総合計画 (素案) について
第 6 回	平成 22 年 10 月 25 日	(1) 第 5 次東郷町総合計画 (案) について (2) 第 5 次東郷町総合計画 (案) に係る答申書 (案) について

#### (4) 総合計画審議会 諮問

東企発第95号  
平成21年11月5日

東郷町総合計画審議会 殿

東郷町長 川瀬雅喜

第5次東郷町総合計画について（諮問）

東郷町総合計画審議会条例（昭和39年東郷町条例第10号）第2条の規定に基づき、第5次東郷町総合計画について貴審議会の意見を求めます。

#### (5) 総合計画審議会 答申

答申書

平成22年10月25日

東郷町長 川瀬雅喜 殿

東郷町総合計画審議会  
会長 石川延幸

第5次東郷町総合計画案について（答申）

平成21年11月5日付け東企発第95号で、貴職から諮問のありました第5次東郷町総合計画案について、当審議会で慎重に審議した結果、その内容について、行政運営の総合的な指針として適切であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、わかりやすい情報提供と情報共有による町民に開かれた町政運営や、多様な主体との連携・協働によるまちづくり活動の促進に努めていただき、本計画の目指す「人とまち みんな元気な 環境都市」の実現に向け努力されるよう要望します。